

団体名	公益財団法人 日本訪問看護財団
-----	-----------------

**I 概要**

**1 選択したテーマ**

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	○
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	

## 2 研究の概要

医療技術の進歩等を背景に、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒数が増加し、学校で安心・安全なケアが求められている。

そこで、医療・看護・保健・福祉・教育関係の有識者を構成メンバーとして検討委員会を設置し「学校における教職員によるたんの吸引等(特定の者)研修テキスト(例)(以下「教員用テキスト」という)」、「学校における医療的ケア実施対応マニュアル【看護師用】(以下「看護師用マニュアル」という)」の作成に向けて検討をおこなった。

検討委員会の方針を受けて、ワーキング委員会にて「教員用テキスト(案)」及び「看護師用マニュアル(案)」を作成し、学校の教職員を対象に検証を行った。さらに、検討委員会で報告し承認を得て、成果物とした。

## 3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする児童生徒数が増加し、学校における体制整備が求められ、医療的ケアを提供する看護師の役割・責任は重くなっている(日本看護協会, 2019)

学校で医療的ケアを実施する看護師等が勤務するに当たり、これまでは医療現場で働くことを想定したトレーニングを受けている看護師が、学校現場では、看護師等としての立ち位置や専門性に戸惑うことが多く、早期離職の原因となっている。これを解決する為に、各自治体に参考となるような最新の医療情報の提供や実技演習、実践報告、学校で働く経験の浅い看護師も安心して業務に従事することを想定した研修の企画・実施に努めることが重要である(文部科学省, 2019)。

以上のことから、今回は人工呼吸器などの高度な医療的ケアに焦点化して検討し、「教員用テキスト」および「看護師用マニュアル」を作成する必要がある。

(事業の目標)

「教員用テキスト」及び「看護師用マニュアル」を作成する。

#### 4 事業を通じて得られた主な成果

##### 1) 「教員用テキスト」に関して

「介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究」編集委員会による「喀痰吸引等研修テキスト（平成 31 年作成）」を基本として、衛生管理の基本・感染予防の知識と具体的な方法、特定行為以外のケア、教職員による酸素療法や人工呼吸療法の手伝い・見守り等を追加した。さらに、医療的ケア児を取り巻く歴史的な背景や実践で役立つようにヒアリング調査で得られた教職員の現場の声をコラムに盛り込むことができた。

##### 2) 看護師用マニュアルに関して

日本看護協会による「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施マニュアル（平成 17 年発行）」の刷新を目的に標題の事業に取り組んだ。医療者である看護師が観察すべき視点・専門用語の用い方など、「教員用テキスト」とは異なる点を配慮して作成した。また、学校で働く経験の浅い看護師や小児看護の経験のない看護師なども安心して業務に従事できるように、解剖生理・病態への理解・人工呼吸療法等のケア時のコツも含めて、医療的ケア児の看護ケアの実際を詳細に記載した。最新の情報として、令和 2 年度の診療報酬改定に伴う、主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの具体的な流れを示した。さらに、看護師が学校に勤務する際に留意すべき、指示命令システムを追加した。参考事例として、学校における看護管理や訪問看護師との連携を示し、医療的ケアを実施する為に必要と考えられる様式集を添付した。

なお「教員用テキスト（案）」及び「看護師用マニュアル（案）」は、学校の教職員を対象にヒアリングにて検証をおこない、結果を検討委員会で報告し承認を得て、成果物とした。

#### 5 課題と今後の方策

##### 1) 「教員用テキスト」に関して

介護職員等が行う「介護職員等による喀痰吸引等（特定の者）の研修カリキュラム（以下特定の者カリキュラム）」があるが、今回の教員用テキストを活用して、研修カリキュラムの開発が必要と考える。

本来、特定の者カリキュラムは、在宅で実施すると考えられて作成されており、学校現場で実施する内容は異なっている。その為、各自治体で活用する際にも、学校現場ならではの特徴を踏まえたカリキュラムによる、教員用テキストが活用されることが望ましい。

##### 2) 看護師用マニュアルに関して

「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議, 学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ（平成 31 年 2 月 28 日）」と「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（令和 2 年 3 月 16 日）」の両通知に関して、現時点では議論の段階である為、この度学校配置の看護師等の裁量範囲や指示に関して詳細に記載することが難しかったので、内容が整理され、学校現場に示されること必要がある。